

# ろう学校教員の資格と現状

中瀬 浩一

(同志社大学免許資格課程センター)

## Qualifications and Current Status of the Deaf School Teacher

Koichi Nakase

The purpose of this paper is to examine the current situation and issues surrounding the qualifications of teachers at schools for the deaf, using data published by the Ministry of Education, Culture, Sports, Science, and Technology.

A special support school teacher's license (field of deaf and hearing-impaired education) is a "qualification" that indicates a teacher's expertise at a school for the deaf. However, the course content taken at the university needs to be revised.

Class study meetings for subjects in education for the deaf at universities are not held like teachers at schools for the deaf. In reality, university teachers research teaching materials based on their specialties and proceed with classes. In the future, conducting class research on hearing-impaired-related subjects will contribute to improving quality.

Keywords: deaf school teacher, qualification, teacher training, lesson study

## 1 はじめに

2021（令和3）年1月に文部科学省が設置した新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議が報告書<sup>(1)</sup>をまとめ、特別支援教育を担う教師に求める資質能力や養成・採用・研修等に関する今後の方向性を示した。特

別支援教育を担う教師に求められる専門性として、“全ての教師”、“特別支援学級、通級による指導を担当する教師”、“特別支援学校の教師”に分けて、現状や求められる専門性などの今後の方向性が示されている。具体的に取り組むべき内容については、別途検討することが必要とされ、2022（令和4）年3月に、特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議が報告書<sup>(2)</sup>をまとめるに至っている。

本稿では、会議報告書や文部科学省が公開しているデータなどから、特に聴覚障がい者を対象とする特別支援学校（以下、ろう学校）に焦点をあてて、ろう学校教員の資格をめぐる現状と課題について考察する。

## 2 「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告」

同報告書から、ろう学校に関する内容のいくつかを抜粋する。

### （1）特別支援学校教諭免許状の教職課程を有する大学の数

「令和3年度において、特別支援学校教諭免許状（1種免許状）のうち、視覚障害領域の教職課程を有する大学数は11大学（国立：10、公立：0、私立：1）、聴覚障害領域は19大学（国立：15、公立：0、私立：4）、知的障害領域は166大学（国立：52、公立：7、私立：107）、肢体不自由領域は161大学（国立：51、公立：7、私立：103）、病弱領域は156大学（国立：48、公立：7、私立：101）となっており、特に視覚障害及び聴覚障害の領域において、必ずしも十分な教職課程が全国に分布していない。」

### （2）特別支援学校教諭免許状の保有率

「中央教育審議会答申『これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（平成27年12月）』においては、『…教育職員免許法附則第16項（現行第15項）の廃止も見据え、平成32年度までの間に、おおむね全ての特別支援学校の教員が免許状を所持することを目指し、国が必要な支援を行うことが適当である。

（以下、略）』と記載されている。この平成27年の答申も踏まえ、これまで、国及び任命権者により取組が進められることで、免許状保有率は着実に向上してきたものの、特別支援学校の教師の特別支援学校教諭免許状の保有率は

86.5%に留まっている（令和3年度時点）。特に、視覚障害や聴覚障害の領域の免許状保有率が全体的に低い状況にある。」

### （3）大学に求められる具体的方向性

「特別支援学校教諭免許状の教職課程を有する大学のうち、視覚障害領域や聴覚障害領域に係る特別支援学校教諭免許状の教職課程を有する大学は他障害種を有する大学より少なく、当該免許状の保有率の改善の観点からも、特別支援学校教諭免許状の教職課程を有する大学が、大学間連携による双方の強み・特色を活かした教員養成機能の強化を図るなどの取組が期待される。」

## 3 文部科学省のデータから見る状況

### （1）特別支援学校の教員数（障がい種別）

文部科学省では毎年、「特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況等」の調査を実施し、翌年に公表している。2021（令和3）年5月1日段階での国・公・私立学校の特別支援学校の教員数は70,810人で、障がい種別に示したものが図1である<sup>(3)</sup>。学校数が最も多い知的障がいの特別支援学校の教員が43759人、ろう学校教員数は2288人だった。

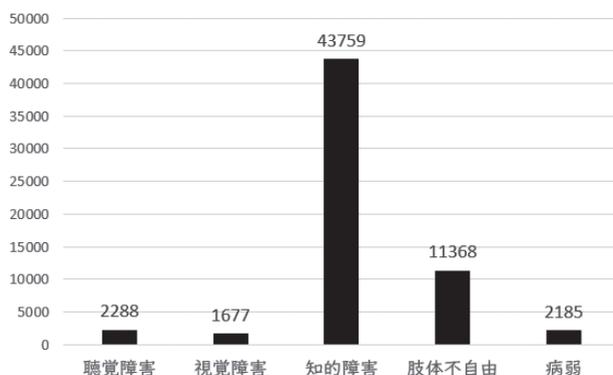


図1 障がい種別の教員数

## （２）特別支援学校教諭免許状（聴覚障害領域）を保有するろう学校教師

特別支援学校教諭免許状はそれまでの盲学校教諭免許状・聾学校教諭免許状・養護学校教諭免許状の３つの免許状を統合して2007（平成19）年４月から始まった（2006年６月学校教育法改正）。障がい種ごとに領域が定められ、「聴覚障害教育領域」などこれまでの盲・ろう・養護学校に相当する５つの領域（聴覚障害・視覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱）が免許状に付記される。

2013（平成25）年度～2021（令和３）年度の「障害種別の特別支援学校免許状保有者」の調査結果から図２を作成した。2021年度は全体で86.5%の教員が当該種別の領域の免許状を保有しているが、ろう学校の場合は最低の61%だった。

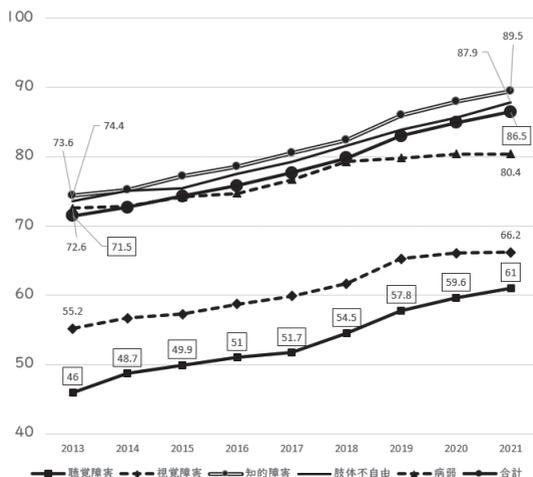


図２ 免許保有率の変化（障がい種別）

## （３）新規採用者等の特別支援学校教諭等免許状の保有状況

2021（令和３）年度の新規採用教員が当該種別の特別支援学校教諭免許状の保有状況の調査結果を障害種別にまとめ直し図３に示す。全体では80.3%であったが、ろう学校教師の場合は40.9%と最低だった。

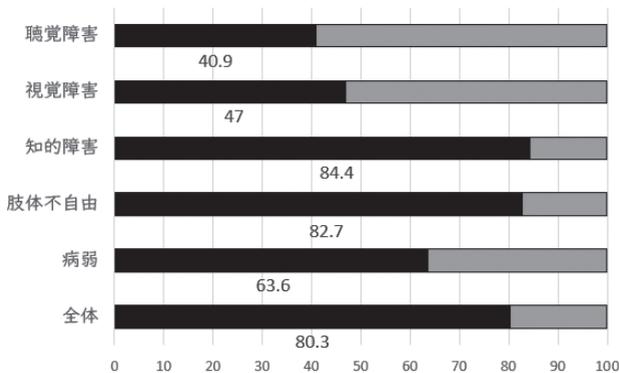


図3 新任教員の当該種別の免許保有率

## 4 考察

### (1) ろう学校教員の免許状の保有状況

特別支援学校の教員になるためには、現在、必ずしも特別支援学校教諭免許状が必須とはなっていない。教育職員免許法には、小・中・高等学校等教諭の免許状に加え、特別支援学校教諭免許状を有していなければならないが、同法附則第15項に“当分の間、特別支援学校教諭免許状を有していなくても特別支援学校の教師になることができる”という規定があるためである。この規定は1949（昭和24）年の同法制定時から存在し、これまでもその問題点が指摘されてきた<sup>(4)</sup>。「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告」では、「教育職員免許法附則第15項の将来的な解消を見据えつつ、国、教育委員会及び特別支援学校において、特別支援学校の教師の特別支援学校教諭免許状の保有率100%を目指して引き続き取組を進めるとともに、柔軟な人事交流により幅広い人材育成が可能となるよう対応の方向性を明確化することが必要である。」と記載され、全ての特別支援学校教員が特別支援学校教諭免許状の保有することを目指している。2021年度現在、ろう学校教員で特別支援学校教諭免許状（聴覚障害領域）の保有率が61%であることやろう学校新規採用教員の保有率が40.9%であることを考えると、他の障がい種に比較して、かなり積極的な対策を行う必要がある。

## (2) 特別支援学校の中でのろう学校

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課が毎年調査している「特別支援教育資料」の2020（令和2）年度5月1日現在の調査データ<sup>(5)</sup>が2021年10月に公表されている。同資料によると、特別支援学校の総数は国・公・私立学校全体で1149校ある。そのうち、聴覚障がいのみを対象とする特別支援学校は85校あり、他の障がい種も対象とする学校が34校、合計で119校とされている。2007年4月からの特別支援教育の開始により複数の障がい種を対象とする特別支援学校が設けられるようになった。「複数の障害種を対象としている学校はそれぞれの障害種ごとに重複してカウントしている」ことから、データ上では各障がい種ごとの学校の状況がわかりにくくなっている。例えば、他障がい種も対象としている34校のデータは、知的障がいの子どもを対象とした部門などの数値が含まれている。それを踏まえても、ろう学校は全国の特別支援学校の1割程度しかない。都道府県によっては県内に1校しかないところも多い（近畿地区では、滋賀県や奈良県など）。図1からはおよそ7万人いる特別支援学校教員のうち、ろう学校教員は2000人ほどとなっていて、教員数は全体の3%強である。ろう学校は、特別支援学校の中では学校数や教員数などの数の上では非常に少ないのが現状である。

## (3) ろう学校教員の養成機関は足りているか

数は少ないのに、聴覚障がい領域の特別支援学校教諭免許状を保有している教員が少ないのはどうしてなのだろうか。先に示した報告書では、専門性の重要性が強調されているが、聴覚障がい教育に関する専門的知識・技量を大学等の教員養成段階で学ぶ機会が少ないことが指摘されている。「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告」では、特別支援学校教諭免許状の教職課程を有する大学として、国・公・私立の大学166大学で知的障がい領域の特別支援学校教諭免許状の取得できる課程が設置されているが、聴覚障がい領域はわずか19大学にとどまる。国立の教員養成系学部はほぼ全ての都道府県にあり、知的障害・肢体不自由・病弱の領域の教員の養成は可能だが、ろう学校教員は地元の大学では養成できていないことになる。この現状を反映してか、図3のろう学校に着任した新規採用教員で聴覚障害領域の特別支援学校教諭免許状を保有している者が4割程度しかおら

ず、特別支援学校全体では8割にもなる保有率の中で、極端に低い状況である。ろう学校の教員養成機関は少ないと言わざるを得ない。

#### (4) ろう学校教員の“資格”

教員免許状でろう学校教員の資格を表すと言えるものに、「特別支援学校教諭免許状（聴覚障害領域）」と「特別支援学校自立活動教諭一種免許状」がある。

教育職員免許法施行規則第七条には、特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位の修得方法が定められている（表1）。一種免許状の場合、最低修得単位数は26単位であるが、免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する科目（第七条第二欄）の最低修得単位数は、「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」と「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」を合わせて16単位である。視覚障がい領域・聴

表1 一種免許状の修得単位数

特別支援教育に関する科目の最低修得単位数			専修	一種	二種
第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目		2	2	2
第二欄	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	16	16	8
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目			
第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	5	5	3
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目			
第四欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		3	3	3

覚障がい領域の場合はそのうち8単位を修得（知的障がい領域・肢体不自由領域・病弱領域は各4単位）すればよいことから、16単位の修得で最低2つ以上の領域の免許状の取得が可能となる。多くの大学においては講義の授業を週1回・半期15回で2単位として設定していると思われる。この場合、免許状に定められることとなる特別支援教育領域は4科目以上を修得することが想定される。極論を言えば、第二欄に相当する聴覚障がい関係の2単位科目を4つ修得すれば、ろう学校教員の「専門性を示す」聴覚障がい領域の教員免許状が取得できるしくみになっている。2単位4科目の修得で「聴覚障がい教育が専門です」と言えるだけの知識・技能を修得できるとは思えない。

2つの国立大学教育学部の第二欄の開設授業科目名を表2、3に示す。ともに8単位以上の履修を求めている。ろう学校教員として多岐にわたる内容を修得させたいという気持ちが伝わってくるが、ほとんど1単位科目である。授業回数と内容の充実度は比例はしないと思うが、各科目をより深い内容にまでは突っ込んで学ぶには1単位では十分とは言えないと思われる。

特別支援学校自立活動教諭一種免許状は、教育職員免許法第十六条の第二項の規定に基づいて1973（昭和48）年に教員資格認定試験規定として定められている。聴覚障がい教育の他に、視覚障がい教育・肢体不自由教育・言語障がい教育の4種類があり、試験（特別支援学校（自立活動）教員資格認

表2 A大学の第二欄科目

	最低修得単位数（8以上）	A大学における開設授業科目 （○はA大学必修科目・全て1単位）
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	1以上	○聴覚障害者生理病理特講（2年次春） ○聴覚障害と心理（2年次秋）
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	2以上	○聴覚障害児の教育と指導法（2年次秋） 聴覚障害児の言語指導（3年次春） 聴覚障害自立活動特講（3年次秋）
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目・教育課程及び指導法に関する科目		聴覚障害とリテラシー（3年次春） 聴覚障害とコミュニケーション（3年次春） 聴覚補償論（3年次秋） 手話と聴覚障害者（3年次秋）

表3 B大学の第二欄科目

	B大学における開設授業科目 (○はB大学必修科目)	最低修得単位数 (8以上)
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	○聴覚障害者心理・生理概論 (2年次前)	(1単位)
	○聴覚障害者病理概論 (2年次後)	(1単位)
	○聴覚障害者のアセスメント (3年次後)	(1単位)
	聴覚障害者のアセスメント応用 (4年次後)	(1単位)
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	○聴覚障害者の教育課程・指導法 (2年次前)	(2単位)
	○聴覚障害者の自立活動 (3年次前)	(2単位)
	聴覚障害者教育支援演習 (3年次前)	(1単位)
	○手話の基礎 (3年次後)	(1単位)
	手話の応用 (4年次前)	(1単位)

定試験)は1年間に1回、独立行政法人教職員支援機構が実施している。文部科学省は、2024(令和6)年度以降の試験は当面休止することをホームページで告知している。これまでも受験者が少ない上に、合格するにはかなり難関であるともいわれていた試験であるが、自立活動を担当する上ではどのような内容が求められているかが鮮明に打ち出された試験であったため、休止が惜しまれる。

### (5) 認定講習で十分か

「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告」には、「教育職員免許法附則第15項の将来的な解消を見据えつつ、国、教育委員会及び特別支援学校において、特別支援学校の教師の特別支援学校教諭免許状の保有率100%を目指して引き続き取組を進めるとともに、柔軟な人事交流により幅広い人材育成が可能となるよう対応の方向性を明確化することが必要である。」と記載され、「教育職員免許法附則第16項(現行第15項)の廃止も見据え」ている。そのためには、現職教員の保有率を向上させる必要があり、認定講習が果たす役割が大きい。認定講習は、「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告」には、「現職教師としての勤務年数等を加味し、修得単位数を軽減する方法もある。」と記されている現職教員を対象とした認定講習会での単位修得での特別支援学校教諭免許状の取得のことである。

文部科学省ホームページには「免許法認定講習・公開講座・通信教育」について下記のように記載されている<sup>(6)</sup>。「免許法認定講習・公開講座・通信教育とは、一定の教員免許状を有する現職教員の方が、上位の免許状や他の種類の免許状を取得しようとする場合に、大学の教職課程によらずに必要な単位を修得するために開設されている講習・公開講座です。教員免許状を取得するためには、原則として大学等において学士の学位等の基礎資格を得るとともに、教職課程において所定の単位を修得することが必要です。しかしながら、教員の資質の保持・向上のため、現職の教員等がすでに所有している免許状を基にして、一定の在職年数と単位取得によって上位の免許状などを取得する方法も開かれており、免許法認定講習・公開講座・通信教育はこのために設けられている制度です」。認定講習による免許状の取得は「教育職員検定」（教職員免許法第6条別表第7）によるものであり、専修免許状・一種免許状・二種免許状の取得が可能であるが、多くは二種免許状を取得している。認定講習により二種免許状を取得するには、幼・小・中・高等学校の普通免許状を有し、3年の在職経験が必要となる。注意しなければならないのは、二種免許状の場合、必ずしも該当する障がい種の特別支援学校に在職している必要はなく、幼・小・中・高または中等教育学校での在職経験でよい。図2に示した文部科学省の「障害種別の特別支援学校免許状保有者」の調査結果は専修・一種・二種免許状の合計が示されている。実態として、二種免許状しか保有していない現職教員が実態としては多いことが想定される。表4に2022年度の「大阪府教育委員会特別支援学校教育職員免許

表4 二種免許状の科目例

領域		科目	単位
聴覚障がい者に関する教育の領域	第1欄	特別支援教育基礎論	1
	第2欄	聴覚障がい者の心理・生理・病理	1
		聴覚障がい教育課程と指導法	1
	第3欄	知的障がい教育総論・肢体不自由教育総論・病弱教育総論のうち1科目	1
		言語・発達障がい教育概論	1
		重複・LD教育概論	1
	必要単位数 合計		6

法認定講習実施要領」に記された特別支援学校教諭二種免許状「聴覚障がい者に関する教育の領域」の必要な科目と単位の一覧を示す<sup>(7)</sup>。表からわかることは、聴覚障がい関連の科目はわずか2単位で聴覚障がい者に関する教育の領域の特別支援学校教諭二種免許状を取得できてしまうことになる。3年間の教職経験と2単位分（1単位2科目）の修得で、ろう学校教員の専門性を示す指標を売ることが、本当に子どもたちにとって有益なことと言えるのであろうか。

### （6）他の専門職種に任せればいいのか

「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告」には、特別支援学校には重複障がいの子どもの多くが在籍していることが指摘され、多様な実態の子どもの指導に当たることができる幅広い知識・技能の修得が必要と述べられている。多様な実態の子どもの指導には、障がいに関する多様な専門性が必要となる。多様な専門性は、それぞれの専門性が「薄く・広く」を意味するのではなく、高い専門性が幅広く必要ということであろう。教員一人一人が幅広く高い専門性を有することが望ましいが、現実的には困難と思われるので、核となる領域の高い専門性を持った教員が、さらに他領域の「薄く・広い」知識・技能を持ちあわせることや、「狭い領域での高い専門性」は、教員ではない専門職種（例えば、言語聴覚士）を採用・配置して、その役割を担わせることなどが考えられる。言語聴覚士を正規の職員として採用している自治体もいくつかあるが、主に医療現場での業務が想定されて養成されてきた言語聴覚士が教育の領域で活躍するには、実績も経験もその蓄積も発展途上と言える<sup>(8)(9)(10)</sup>。仮に言語聴覚士がろう学校の中で位置づいたとしても、ろう学校教員が聴覚や言語に関する専門性が不要ということにはならない。

以上、ろう学校教員の資格をめぐる現状と課題をみてきた。ろう学校教員の専門性を資格として示すものに特別支援学校教諭免許状（聴覚障がい領域）があるが、大学等の履修を免許状取得のための最小単位で考えるとき、その学びは不十分といわざるを得ないことがわかった。さらに、文部科学省のめざす保有率向上の方策としての認定講習に至っては、あまりにも少ない内容

になっていることもわかった。大学・認定講習ともに、質・量の増加を願うが、まずは質的側面の向上を目指せないかと考える。大学の授業内容はシラバスによって、その一部を知ることが可能であるが、授業そのものの内容は判明しない。聴覚障がい教育領域の科目について、ろう学校教員のような授業研究会などは行われていない。それぞれの教員がそれぞれが有する専門性をもとに、教材研究して進められているのが現実である。今後は、聴覚障がい関連科目の授業研究などが広く行われることが、質の向上に貢献すると思われる。大学や認定講習における他の障がい種の一部でこのような取り組みも行われている<sup>(11)(12)(13)</sup>。2022年7月には文部科学省は「大学の教職課程で共通に修得すべき資質能力を示す」ものとして「特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム」を作成した<sup>(14)</sup>。「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法（指導法）―聴覚障害者に関する領域―」など、各科目内での教授すべき内容事項を整理しており、特別支援学校の教諭としての質保証となるものである。今後は大学での授業内容や教材等に関する実践や研究が行われ、授業の質の向上が図られていくことが課題の一つとなるであろう。

## 文献

- (1) 新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 2021 新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告  
[https://www.mext.go.jp/content/20210208-mxt\\_tokubetu02-000012615\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210208-mxt_tokubetu02-000012615_2.pdf)（アクセス日：2022年10月6日）
- (2) 特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議 2022 特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告  
[https://www.mext.go.jp/content/20220331-mxt\\_tokubetu01-000021707\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220331-mxt_tokubetu01-000021707_1.pdf)（アクセス日：2022年10月6日）
- (3) 文部科学省 2022 令和3年度特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況等調査結果の概要  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/1414910\\_00004.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1414910_00004.htm)（アクセス日：2022年10月6日）
- (4) 田口康明 2010 まとめにかえて―特別支援教育への課題（教員養成課程政策と特別支援政策・その現状と課題） 日本教育政策学会年報，17，

82-86.

- (5) 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 2021 特別支援教育資料  
(令和2年度)  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1406456\\_00009.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1406456_00009.htm) (アクセス日: 2022年10月6日)
- (6) 文部科学省ホームページ 免許法認定講習・公開講座・通信教育(既に  
教員免許状を持っている人が、他の校種・教科等の免許状を取得する方法)  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoin/010602.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/010602.htm)  
(アクセス日: 2022年10月6日)
- (7) 大阪府教育委員会 2022 令和4年度大阪府教育委員会特別支援学校教育  
職員免許法認定講習  
<https://www.pref.osaka.lg.jp/shienkyoiku/h26ninteikoushuu/index.html>  
(アクセス日: 2022年10月6日)
- (8) 佐藤晶子 2019 神奈川県立特別支援学校に於ける言語聴覚士の聴覚障  
害児への関わり—業務内容アンケートからの現状と課題— *Audiology  
Japan*, 62, 5, 379.
- (9) 杉内智子 他 2021 「聴覚領域の業務に携わる言語聴覚士の実態調査」  
調査結果 *Audiology Japan*, 64, 1, 105-124.
- (10) 中谷謙・倉澤茂樹・森尚彫・不破真也・酒井希代江・森岡悦子・中俣恵  
美・大歳太郎 2018 特別支援学校を対象とした言語聴覚士の就業・実働  
状況の調査 *保健医療学雑誌*, 9, 2, 77-84.
- (11) 矢野夏樹・金彦志 2018 教員養成課程における知的障害の心理・生理・  
病理に関する教育課程の分析—知的障害の医学的診断基準の変化に基づく  
考察— *Journal of Inclusive Education*, 4, 67-73.
- (12) 権偕珍・太田麻美子・照屋晴奈 2019 ダイバーシティ教育の観点に基  
づく障害理解教育カリキュラム開発のための基礎研究 *Journal of  
Inclusive Education*, 6, 41-55.
- (13) 岩田吉生・青柳まゆみ 2016 大学の全学共通科目における特別支援教  
育関連科目の開講状況—全国の実態および総合大学教育学部の実践の検討  
— *障害者教育・福祉学研究*, 12, 47-56.
- (14) 文部科学省 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/173/mext\\_00001.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/173/mext_00001.html)（アクセス日：2022年10月6日）

## 要約

文部科学省が公開しているデータなどから、聴覚障害者を対象とする特別支援学校（以下、ろう学校）に焦点をあてて、ろう学校教員の資格をめぐる現状と課題について考察した。

ろう学校教員の専門性を“資格”として示すものに特別支援学校教諭免許状（聴覚障がい領域）があるが、大学等の履修を免許状取得のための最小単位で考えるとき、その質も量も不十分といわざるを得ないことがわかった。

聴覚障がい教育領域の科目について、ろう学校教員のような授業研究会などは行われていない。それぞれの教員がそれぞれが有する専門性をもとに、教材研究して進められているのが現実である。今後は、聴覚障がい関連科目の授業研究などが広く行われることが、質の向上に貢献すると思われる。

キーワード ろう学校教員、資格、教員養成、授業研究